

議会運営委員会議次第

日 時 令和元年5月28日(火)

午後1時30分~

場 所 第1委員会室

1. 議 題

- ① 令和元年第2回二宮町議会定例会の運営について

令和元年第2回二宮町議会定例会議案

番号	議案名
1	二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について
2	二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について
3	二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について
4	特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例
5	二宮町手数料条例の一部を改正する条例
6	二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
7	二宮町火災予防条例の一部を改正する条例
8	学校給食センター配達車購入物品供給契約について
9	災害対応特殊救急自動車の購入物品供給契約について
10	災害対応特殊救急自動車用資機材の購入物品供給契約について
11	令和元年度二宮町一般会計補正予算（第1号）
報告 1	平成30年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について
報告 2	平成30年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について
報告 3	平成30年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

令和元年第2回二宮町議会定例会 議事及び会期日程(案)

(令和元年5月28日開催 議会運営委員会)

	6月 7日(金) 9:00 議会運営委員会 9:30 本会議	
①署名議員の指名について	5番 杉崎 俊雄 議員 9番 渡辺 訓任 議員	
②会期の決定について	6/7~6/14 8日間	
③奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書	協議事項	
④辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	協議事項	
⑤辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	協議事項	
⑥子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情	協議事項	
⑦将来を見通した町の持続可能な未来像と財政計画に裏打ちされた庁舎整備を求める陳情	協議事項	
⑧役場庁舎建設についての陳情	協議事項	
⑨全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について	即決 議員提出議案第2号	
⑩二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について	教育福祉常任委員会 に付託 議案第48号	
⑪二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について	教育福祉常任委員会 に付託 議案第49号	
⑫二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について	総務建設経済常任委員会 に付託 議案第50号	
⑬特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会 に付託 議案第51号	
⑭二宮町手数料条例の一部を改正する条例	即決 議案第52号	
⑮二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	教育福祉常任委員会 に付託 議案第53号	
⑯二宮町火災予防条例の一部を改正する条例	総務建設経済常任委員会 に付託 議案第54号	
⑰学校給食センター配送車購入物品供給契約について	即決 議案第55号	
⑱災害対応特殊救急自動車の購入物品供給契約について	即決 議案第56号	
⑲災害対応特殊救急自動車用資機材の購入物品供給契約について	即決 議案第57号	
⑳令和元年度二宮町一般会計補正予算(第1号)	即決 議案第58号	
㉑平成30年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告 報告第1号	

		⑫平成 30 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について ⑬平成 30 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について	報告	報告第 2 号
2	6月 8日 (土)	休会		
3	6月 9日 (日)	休会		
4	6月 10日 (月)	本会議 休会 9:30 総務建設経済常任委員会 教育福祉常任委員会	付託案件審査 付託案件審査	
5	6月 11日 (火)	休会	● 休会 ; 一般質問前	
6	6月 12日 (水)	9:30 本会議 一般質問	一般質問受付 5/31 9:00 ~ 6/5 正午	
7	6月 13日 (木)	9:30 本会議 一般質問		
8	6月 14日 (金)	13:00 本会議 委員長報告 (条例・陳情) 本会議終了後 議会全員協議会	報告・質疑・討論・表決	

令和元年第2回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	二宮町老人ホーム入所判定委員会条例の制定について 町の附属機関の見直しにより、二宮町老人ホーム入所判定委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。 【例規集 1-5041】(高齢介護課)
2	二宮町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について 町の附属機関の見直しにより、二宮町予防接種健康被害調査委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。 【例規集 1-5041】(子育て・健康課)
3	二宮町墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について 神奈川県が許可権者となっている墓地等の経営の許可等に関する権限を町に移譲することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。 【例規集 1-5041】(生活環境課)
4	特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例 町の附属機関の見直しにより、二宮町ごみ減量化推進協議会規則を廃止することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-5041】(生活環境課)
5	二宮町手数料条例の一部を改正する条例 不正競争防止法等の一部を改正する法律により、工業標準化法が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-8351】(総務課)
6	二宮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 災害弔慰金の支給に関する法律等の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、災害援護資金の貸し付けに係る利率等を改正するため、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-2901】(福祉保険課)
7	二宮町火災予防条例の一部を改正する条例 不正競争防止法等の一部を改正する法律、及び住宅防火機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 2-7381】(消防課)
8	学校給食センター配送車購入物品供給契約について 予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、学校給食センター配送車の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (教育総務課)

9	災害対応特殊救急自動車の購入物品供給契約について 予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、災害対応特殊救急自動車の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (消防課)
10	災害対応特殊救急自動車用資機材の購入物品供給契約について 予定価格が 700 万円以上となりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、災害対応特殊救急自動車用資機材の購入について、物品供給契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、議会の議決を求めるものです。 (消防課)
11	令和元年度二宮町一般会計補正予算(第 1 号) 歳入歳出それぞれ 49,865 千円を追加し、予算総額を 8,319,350 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、財政調整基金の繰入金の増です。 歳出につきましては、新庁舎建設基本設計委託料などの増です。

番号	議案名及び議案内容等
報告 1	平成 30 年度二宮町土地開発公社事業報告及び決算報告について 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、二宮町土地開発公社の経営状況を報告するものです。
報告 2	平成 30 年度二宮町一般会計予算継続費繰越計算書の報告について 継続費として議決を経た、子ども・子育て支援事業計画策定事業ほか 2 件について、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、継続費繰越計算書を調製したので報告するものです。
報告 3	平成 30 年度二宮町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について 繰越明許費として議決を経た、プレミアム付商品券事業ほか 5 件について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製したので報告するものです。

議案等の発送日 令和元年 5 月 31 日 (金)

● 協議・確認事項

1. 請願及び陳情の取扱い・執行者への出席要請について

陳情審査案件	趣旨説明	取扱い(執行者出席要請)
③奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書	無	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付
④辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	無	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部局なし) <input type="checkbox"/> 机上配付
⑤辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	無	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部局なし) <input type="checkbox"/> 机上配付
⑥子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (教育長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付
⑦将来を見通した町の持続可能な未来像と財政計画に裏打ちされた庁舎整備を求める陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付
⑧役場庁舎建設についての陳情	有	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付

※条例関係の町長提出議案の審査は、「町長以下担当班長まで」が出席します。

2. 6月11日(火)一般質問の前日・委員会記録調製のため休会日

議員提出議案第 1 号

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて
日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり二宮町議会會議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき提出する。

令和元年 6 月 7 日

二宮町議会議長 野 地 洋 正 殿

提出者	二宮町議會議員	小 笠 原 陶 子
賛成者	同	坂 本 孝 也
同	同	露 木 佳 代
同	同	渡 辺 訓 任
同	同	前 田 繁 一 郎
同	同	根 岸 ゆ き 子
同	同	一 石 洋 子

全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて
日米地位協定の見直しを国に求める意見書

全国知事会では、平成 28 年 11 月から「米軍基地負担に関する研究会」を 6 回開催し、平成 30 年 7 月に「米軍基地負担に関する提言」をとりまとめ、日米両政府に向け提出した。

当町議会に対しては、この提言に基づき日米地位協定の見直しを求める陳情が提出されたほか、町議員からも飛行訓練等の状況が不透明であり、国土防衛のためと言いながらも、現在のままでは町民の安全・安心に寄与していないのではないかと懸念する声が上がっている。

基地周辺以外でも飛行訓練が実施されている現状に鑑みれば、当町議会においても全国知事会の提言には賛同する点が多く、住民の安全確保のため、国が提言内容を重く受け止め、速やかに実行されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 7 日

提出先

衆議院議長 大島理森
参議院議長 伊達忠一
内閣総理大臣 安倍晋三
内閣官房長官 菅 義偉
防衛大臣 岩屋 豪

神奈川県中郡二宮町議会議長 野地洋正

二宮町 議会議長様

2019年2月6日

奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書



～豊かな森を次世代へ～

一般財団法人 日本熊森協会

会長 室谷 悠

〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町1

Tel : 0798-22-4190 Fax : 0798-22-4190



私たちは国産林業の振興、奥山等人工林の天然林化を願う実践自然保護団体です。

<陳情の趣旨>

戦後の拡大造林政策により造林された 1030 万haの人工林のうち 3 分の 2 が、伐り出し困難、伐り出しても経費で赤字になるなどの理由で、間伐もされず放置されており、青々とした外観とは反対に、内部は下草も消え、表土が流れ、大荒廃しています。

平成 31 年度の通常国会に提出される、森林環境税及び森林環境譲与税（仮称）法案は、我が国の私有林の整備を進めるために、住民一人に付き毎年 1000 円の税を住民税と一緒に徴収するもので、毎年約 620 億円の税収が見込まれています。国はこの税金の 9 割を市町村に、残り 1 割を都道府県に交付する予定です。

人工林を造り過ぎてしまったことは、私たちだけではなく、林野庁も認めていますので、私たちはこの税を使って、林業採算の取れない放置人工林は以下の目的のために、間伐ではなく一定面積を皆伐し、天然林に戻して行くべきであると陳情致します。

- ・ 山の保水力回復
- ・ 大雨でも崩れにくい災害に強い森作り
- ・ 野生動物たちの餌場を山奥に復元することによる棲み分けの復活
- ・ 花粉症の軽減

26000 筆を超える要望署名を国会に提出させていただきます。

<森林環境譲与税の使い方に関する陳情事項>

(1) 奥山等に放置人工林を持つ市町村は

・ 人工林の林業用整備だけではなく、昔から祖先が天然林で残さねばならないと言ってきた、①奥山全域、②尾根筋、③沢沿い、④急斜面、⑤山の上 3 分の 1 の放置人工林を皆伐し、天然林化するための人材雇用や事業に使ってください。（当協会は、間伐しただけでは天然林に戻らないことを実証済みです。一定面積以上の皆伐が必要です）

(2) 山のない都市部・放置人工林を持たない市町村は

・ 水源の森がある他市町村の放置人工林の天然林化を支援することや、奥山天然林を保全・再生することの重要性を国民や子どもたちに伝える環境教育に使ってください。

神奈川県
二宮町議会議長 殿



2019年3月25日

団体名 「新しい提案」実行委員会
氏名 安里 長徳
住所 沖縄県那覇市銘苅1丁目3番36号
連絡先 ハピネス新都心Ⅱ302号
098-951-0250
外6名（別紙陳情人目録のとおり）

辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

（陳情の要旨）

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国のすべての自治体を等しく候補地とし、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとなならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

（陳情の趣旨）

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。憲法改正の手続きにおける国民投票の場合には投票総数の5割以上で国民の民意にもとづく承認とみなすことが憲法及び国民投票法で規定されていることを鑑みれば、今回県民が直接民主主義によって示した民意は決定的である。これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

名護市辺野古において新たな基地の建設工事が強行されていることは、日本国憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下の平等の各理念に著しく反している。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。國家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、上記1～3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決をはかることを求める。

2. 憲法41条・憲法92条・憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「國政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共團體の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共團體の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全国全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 民主主義の二つの大原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。そして、最も尊重すべきは固定的少数者であるとされている。

つまり、少数者にも、流動的少数者と固定的少数者があり、前者は、競争の自由が保障されば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性をもつて一時に多数決の支配を受けることを甘受することができる。しかし固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、し

たがって多数決によって剥奪できない自由と自治が与えられる必要がある。

各種世論調査では日米安保条約の解消を求める世論は数%にしか過ぎない圧倒的少数派であるが、選挙など次のラウンドで多数になる機会があるという意味では流動的少数者である。一方、47都道府県の1県であり、人口も1%に過ぎない沖縄県は、米軍基地に関する政治状況において固定的少数者である。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という二つの原則からなり、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱なのである。いうまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧への道ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることなしに「沖縄に要らない基地は全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決で決することを求めるという意味で多数決を尊重せず、かつ結果的に沖縄という少数者の権利を害することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が20年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問い合わせに対する回答は、政府・与党も、野党も、日本の政治がこの過程から逃げ、踏まなかつたということに尽きる。

5. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

6. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論るべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとなならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

(別紙) 陳情人口録

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目34番11-202ヒルズ野嵩

元山 仁士郎



東京都小金井市梶野町1丁目4番11号 エジアンス東小金井B205

米須 清真



沖縄県沖縄市古謝3丁目18番27号

照屋 隆司



沖縄県中頭郡中城村字屋宜858番地

仲眞 初美



沖縄県豊見城市饒波160番地

知念 栄子

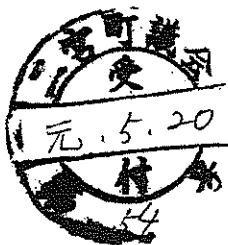


沖縄県那覇市宇栄原2丁目14番17号

岸本 セツ子



神奈川県
二宮町議会議長 殿



2019年5月15日

団体名 全国青年司法書士協議会
氏名 会長 半田久之
住所 東京都新宿区四谷二丁目8番地
連絡先 電話 03-3359-3513
FAX 03-3359-3527



辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
2. 全国の市民が、責任を持って、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行うこと。
3. 国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより解決すること。

を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 沖縄の声

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。今回県民が直接民主主義によって示した民意は明確であり、これまで県知事選で重ねて示されてきた民意と合わせ、政府および日本国民は、民主主義にのっとり、沖縄県民の民意に沿った解決を緊急におこなう必要がある。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や地政学的理由が根拠薄弱であることは多数の識者から指摘されており、日米元政府高官も軍事的には沖縄ではなく、他の場所でも良いと明言している。安倍首相をはじめ元防衛大臣らも本土の理解が得られないという政治的な理由で沖縄に決定したと明かしている。

日米安保条約に基づき米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担すべきものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄にお民意を無視し新基地を建設することは明白な差別である。国家の安全保障に関する重要な事項だというので

あれば、なおのこと、上記1~3に整理した民主主義及び憲法にのっとった公正な手続きを踏んだ解決が求められるべきである。

2. 憲法41条・憲法92条・憲法95条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法41条は、「国会は、國權の最高機關であつて、國の唯一の立法機關である」と定め、立法権を国会に独占させていることから、「國政の重要事項」については国会が法律で決めなければならない。次に、憲法92条は、「地方公共團體の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めており、地方公共團體の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならない。そして憲法95条は、「一の地方公共團體のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共團體の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と規定する。

安倍晋三首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要な事項にあたる」と述べ、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを明確に認めている。そうすると、辺野古米軍基地建設は「国政の重要な事項」であり、沖縄県の自治権を制限するものであるから、今回の県民投票は憲法95条の趣旨に沿うものとして、憲法上の拘束力がある。よって、政府は日本国憲法に基づき、普天間基地の沖縄県外への移設を民主主義のプロセスで追求し、また日米安保条約および日米地位協定の規定する日米合同委員会を通じて協議すべきである。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式にこう説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考え方の下、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされ、SACO設置時の基本理念に違反している。

日米両政府が普天間基地の代替施設が必要であるというのであれば、沖縄が歴史的に背負わされてきた過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」なのだから、「沖縄以外の全國全ての自治体をまずは潜在的な候補地」として、国民的議論を経て県外・国外かを決定し、解決すべきことは本来当然の帰結である。

4. 人権侵害及び法の下の平等違反

沖縄県は幸福追求権などの基本的権利から遠く、平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する

特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本總理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり国民的議論において決定すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な区分により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行していることは、沖縄県民の憲法13条の幸福追求権や平和的生存権を侵害し、憲法14条の定める「法の下の平等」に反する。

5. 求められているのは、民主主義及び憲法に基づいた公正な解決

沖縄の米軍基地の不均衡な集中、本土との圧倒的格差を是正するため、沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要が否かは、国民全体で議論するべき問題である。したがって、普天間基地の代替地について、沖縄県外・国外移転を、当事者意識を持った国民的な議論によって決定すべきである。

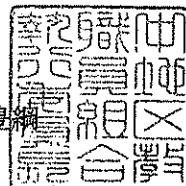
そして、国民的議論において普天間基地の代替施設が国内に必要だという世論が多数を占めるのなら、民主主義及び憲法の規定に基づき、一地域への一方的な押付けとならないよう、公正で民主的な手続きにより決定することを求めるものである。

子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、 教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

令和元年5月20日

二宮町議会議長
野地 洋正 様

陳情者 平塚市浅間町12-41
中地区教職員組合
執行委員長 小嶋 豊穂



《陳情趣旨》

これまで、二宮町の教育の発展に対しまして、様々な場面でご尽力されていることに、心から敬意を表します。

さて、この間、中地区教職員組合では、子どもたちにゆたかな学びを保障するとともに教育を取り巻く環境の一層の充実を願い、「子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体連絡会」に結集し、少人数学級の実現を始めとした教職員定数の改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充に向けとりくみをすすめてきました。

日本は、OECD諸国に比べて1学級あたりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、国の予算に占める教育費の割合は先進国中で低位のままです。安定した教育活動を全国的に保障するための義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたままとなっています。その結果、財政状況により、自治体間の教育格差が生じていることは極めて大きな問題です。国の施策として、教職員定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。また、保護者負担を軽減し、未来を担う子どもたちへのよりゆたかな学びの環境を創出するためにも、国による教育予算の増額は必要不可欠です。

来年度から小学校で本格実施される次期学習指導要領の実施に向けては、早くも多くの課題が顕在化してきています。小学校においては、外国語科の導入が始まり、全国的に専科教員の数が増えつつありますが、少なすぎる人員により勤務形態や配置の課題、教材の作成や評価などの対応に苦慮しています。プログラミング教育に関しても、各市町・各校毎のICT環境の整備状況が異なることから、指導できる教育内容の違いによる地域間格差が生じることが懸念されています。中学校においても、文科省の調査により部活動指導の実態が確認され、超過勤務・長時間労働によって「過労死ライン」に達する教員が6割近くを占めたことが明らかになっています。また、近年学校現場に対する家庭や地域からの要望は多様化・複雑化しており、それらに対応する人員の不足や、本来担うべき業務に割く時間が減ってしまっていることも大きな課題として取り上げられています。そのような状況の中、中央教育審議会からも、本年1月に答申が出され、文科省からガイドラインが示されました。実効ある働き方改革にするためには定数改善が不可欠であると考えます。

子どもの学ぶ意欲を引き出し、多様化しているニーズに応じたきめ細やかな教育の実現のためには、条件整備が不可欠です。二宮町議会におかれましては、子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善、教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度堅持・拡充について、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対して地方自治法99条の規定により、意見書を提出していただきたく陳情いたします。

《陳情事項》

- 1 子ども、保護者のニーズに応じたきめ細かな教育を実現し、ゆたかな教育環境を整備するため、基礎定数化を含めた計画的な教職員定数改善を早急に推進すること。
- 2 ゆたかな学びの環境を創出し、保護者負担軽減のため、教育予算を増額すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担を最低でも従前の2分の1まで拡充すること。

以上

令和元年5月22日

将来を見通した町の持続可能な未来像と財政計画に裏打ちされた庁舎整備を
求める陳情

二宮町議会議長

野地 洋正 様

陳情者 二宮町二宮 1931-3

まちづくり工房「しお風」代表 神保智子



【陳情趣旨】

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されています。現状の町の説明では役場新庁舎建設が住民の福祉増進とは言えず、建設費用が26億5千万円から20億円に減少したとはいえ、最小の経費とは言えない金額ですし、その効果も最大とは言えません。

この条項に反する二宮町の将来見通しの甘さは、学校給食センターの委託化でも明らかです。平成22年7月に新設された学校給食センターは、当時人口も出生数も減少傾向にあり、将来も減少し続けることが予想できたのに、新設し、9年も経過しないうちに給食調理員が確保できないと直営から委託に切り替えていました。

また、新しい計画では20億円に減少しているのに、一般財源からの充当額は1,295万円、基金は5,680万円、合計自主財源から6,975万円も増額しています。このことから、やはり最初の計画案の町債額が多額で、今回は72.3%から60%に抑えたのではないでしょうか。場当たり的と言わざるえない行政体質に信頼ができません。

さらに同じ町が策定しているのに市町村役場機能緊急保全事業の要件で、建て替え後の庁舎を位置づけなければならない業務継続計画と整合性がなく、防災、減災の一貫した考えがあるように思えません。防災上庁舎整備は緊急であると思いますが、現状の防災の取組みは緊急意識のもと体制の整備を早急に進めているとも言えません。

そのうえ、跡地となる駅前の広大な土地利用、建設場所と予定している現駐車場の代替地、新庁舎建設移転による影響なども不明です。また、住民力や町民活動を評価している町長がするとは思えない、町民活動サポートセンターを町の西の端、交通の便も悪く、町役場から離れた場所に移転させようと考えているのかまったく趣旨が理解できません。

このように高齢化、劇的な人口減少が起こる将来を見通した町の持続可能な未来像が見えません。庁舎整備は町の持続可能な未来像があってこそ、どこにどのような機能を持った施設にするか決めてることで、最大の効果を発揮できると思いますので、次の項目を陳情いたします。

【陳情項目】

- 1 町民が納得する新庁舎建設の必要性の具体的な説明を求めます。
- 2 将来を見通した町の持続可能な未来像とその財政計画の作成を求めます。
- 3 町が考える新庁舎を拠点とした町全体の防災、減災の体制の整備について説明を求めます。

以上

令和元年5月22日

役場庁舎建設についての陳情

二宮町議会議長
野地洋正殿

陳情者 中郡二宮町二宮652-1
大切な暮らしのために町を考える会
代表 田原知枝



私たちにとって非常に身近な「広報にのみや」4月号において、庁舎は「倒壊、または崩落の危険性がある」と表記されました。しかし平成29年3月に町が策定した「二宮町業務継続計画【地震編】」の中では、「…庁舎は一部損壊する恐れがあるが、事前の耐震診断では、倒壊するまでには至らないと想定される（中略）」と記載されており、広報の表記は過度に市民に不安を与え、危険性を煽っているように感じました。

庁舎のみならず、耐震化されていない地域集会施設もあります。町民からすると地域が放置されていると思わざるを得ません。町は災害時に、まずは自助共助を、と言いますが、情報収集や地区の人々を直接支援する地区本部を蔑ろにしているとしか思えません。庁舎機能が万全でも、多くの町民の生命が危険に晒されてしまうのではないかでしょうか。

さらに、庁舎の候補地についてですが「二宮町役場庁舎整備手法調査報告書」に「既存小中学校や民間施設の庁舎化・移転の可能性についても考慮しましたが、現状では移転可能と判断できる対象物件が無いため、候補地選定から除外しました」とあります。しかし今年の4月、教育委員会より「二宮町小中一貫教育校設置計画(素案)」が示され、その中で今後10年間に3つの小・中学校が空くとされました。町民センターや武道館は空いた学校に移転する計画ですが、庁舎機能の移転も選択肢の1つとして検討すべきではないでしょうか。

これからの時代、役場のデジタル化がすべての人の暮らしを豊かにします。ほんの1つの例として、町民の財産を守る道路や橋などのインフラの状況をモニター監視し、積データをAIで解析して正確な修繕計画と財政見通しが立てられるようになれば、想定外の多額の支出もなくなります。また役場で取得する書類のほとんどが自宅や出先から申請可能になれば、暮らしやすさが飛躍的に向上します。未来につながる投資をしないと自治体は生き残ることはできません。

そして地域の活性化を進めていく今だからこそ「地域に根付いた役場機能の分散化」が必要で、大きな庁舎を1つ建てるに20億もの多額を投資する必要性はないと考えます。学校や教育、デジタル化など二宮の未来に向けた投資をすべきです。これらをふまえ、以下を陳情します。

陳情項目

- 新庁舎建設計画を一度ストップしていただきたい。
 - 町全体のビジョンを明らかにし、優先順位をつけた公共施設・集会施設の再配置や修繕計画および町有地の活用策など、より具体的な財政計画を伴う信頼性の高いまちづくりを表明していただきたい。